

健康保険・厚生年金保険 被保険者資格喪失届  
厚生年金保険 70 歳以上被用者不該当届

【**手続概要**】

この届出は、従業員が退職した場合等、健康保険及び厚生年金保険の資格を喪失する者が生じた場合に、事実発生から5日以内に事業主が行うものです。平成19年4月1日以降、厚生年金保険法第27条に規定する70歳以上の使用される者に、60歳代後半の在職老齢年金制度が適用されることとなったため、70歳以上被用者についても届出が必要となります。

被保険者が複数の事業所に勤務し、共済組合制度（短期給付）に加入したため、健康保険の保険料徴収および保険給付を行わない場合についても、健康保険に加入する事業所からこの届出の提出が必要です。

【**添付書類**】

1. **組合管掌健康保険（以下「組合健保」という）の被保険者**  
特になし
  
2. **全国健康保険協会管掌健康保険（以下「協会けんぽ」という）の被保険者**
  - ① 健康保険被保険者証（本人分及び被扶養者分）
  - ② 高齢受給者証、健康保険特定疾病療養受給者証、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証※ ②については、交付されている場合のみ

【**留意事項**】

60歳以上の方が、退職後1日の間もなく再雇用された場合の添付書類については、資格取得届の添付書類をご参照ください。  
(この場合は、同時に同日付の資格取得届の提出が必要になります)

【**提出先**】

事務センターまたは管轄の年金事務所

【**提出方法**】

電子申請、電子媒体（CDまたはDVD）、郵送、窓口持参